

会 議 録

会議の名称	平成25年度第4回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成25年6月13日（木）午後3時から午後3時40分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 菱川勝也係長
議 題	議案第10号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第11号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第12号 平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区） における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について 議案第13号 平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区） における投票管理者及び同職務代理者の選任について 議案第14号 平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区） における投票立会人の選任について 議案第15号 平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区） における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について 議案第16号 平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区） における期日前投票立会人の選任について 議案第17号 不在者投票用紙の送付について その他
会議資料の 名 称	上記「議題」と同じ
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第4回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は8件及びその他でございます。</p> <p>始めに、議案第10号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第11号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。1ページをお開きください。 議案第10号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。</p>	

2ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性1人、女性2人の計3人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料3ページ、議案第11号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が2人で、それぞれ登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第10号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第11号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第10号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第11号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第12号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

議案第12号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』御説明いたします。

本案は、公職選挙法第19条（永久選挙人名簿）第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

6ページに、各投票区別に登録者数を調製しております。

内容につきましては、資料の右側が今回登録となった各投票区別の人数、左側が前回の登録者数、今回の場合は先日御承認いただきました、平成25年6月2日の定時登録のものとなっております。

右側の欄の一番下の合計欄を御覧ください。平成25年6月13日現在の東京都議会議員選挙（西東京市選区）選挙時登録者総数は、男性が18人減、女性が13人減、合計で31人減となり、男性78,496人、女性82,875人の計161,371人となるものでございます。

関連する資料といたしまして、7ページは公職選挙法第23条（縦覧）第2項の規定に基づく選挙人名簿（選挙時登録）の縦覧場所の告示（第5号）の写し、8ページは公職選挙法第144条の2（ポスター掲示場）第4項の規定に基づく公営ポスター掲示場の設置場所についての告示（第6号）の写し及び9ページから15ページまでにその一覧表、16ページには地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）第5項及び第75条（監査の請求とそ

の処置)第5項の規定による 50 分の1の告示(第7号)の写し、17 ページは地方自治法第76 条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第 80 条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第 81 条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第 86 条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(委員の解職請求)第2項の規定に基づく3分の1の告示(第8号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第12号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における選挙人名簿登録者数(選挙時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第12号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における選挙人名簿登録者数(選挙時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第13号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の18ページをお開きください。

議案第13号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における投票管理者及び同職務代理者につきまして資料の19ページに投票管理者の一覧を、20ページに職務代理者の一覧を記載してございます。各投票所に投票管理者1名、職務代理者1名を配置することとして、合計58名を選任するものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製させていただいたものでございます。本件は、公職選挙法第37条(投票管理者)の規定に基づき、投票管理者については、各投票区における選挙人名簿登録者の中から、また、職務代理者については、事務職員(市の職員)のうち東京都議会議員選挙の選挙権を有する者の中から、それぞれ本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。なお、本議案承認後に選任手続を行うこととしています。よろしく御審議をお願いいたします。

以上で議案第13号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第13号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)における投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決

定いたします。

次に、議案第14号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の21ページをお開きください。

議案第14号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における投票立会人の選任について』、御説明いたします。

22ページ及び23ページをお願いいたします。

平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における投票立会人につきましては、資料の22ページから23ページまでに記載のとおり、各投票所にそれぞれ3名ずつ選任することとして、合計87名を選任するものでございます。立会人の選任につきましては、該当する投票区の選挙人名簿登録者から選任したものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製したものでございます。本件は、公職選挙法第38条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第14号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第14号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第15号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の24ページをお開きください。

議案第15号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』、御説明いたします。

25ページ26ページをお願いいたします。

平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票管理者及び同職務代理者につきましては、平成25年6月15日から同月22日までの間に行われる期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、各期日前投票所にそれぞれ1名ずつ延べ32名をこの表に記載のとおり選任するものでございます。期日前投票管理者の選任につきましては、現在、臨時職員として契約中の方々に、選挙人名簿に登録されている方の中から選任したものでございます。また、26ページに記載した職務代理者につきましては、市管理職職員及び事務職員のうち東京都議会議員選挙の選挙権を有する者の中から各部の推薦又は本人の承諾を得て選任したものでございます。

本件は、公職選挙法第48条の2第2項(読替え)及び第37条（投票管理者）第2項の規定に基づき選任し、議案としたものでございます。

以上で、議案第15号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）

における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員
特にありません。
- 委員長
特にないようですので、議案第15号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。
次に、議案第16号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは、議案の説明をさせていただきます。
資料の27ページをお開きください。
議案第16号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票立会人の選任について』、御説明いたします。
恐れ入ります、28ページをお開きください。
平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票立会人につきましては、平成25年6月15日から同月22日までの間行われる期日前投票所の投票立会人を、各期日前投票所にそれぞれ2名ずつ延べ32名をこの表に記載のとおり選任するものでございます。立会人の選任につきましては、現在、臨時職員として契約中の方々に、選挙権を有する方の中から選任したものでございます。本件は、公職選挙法第48条の2第2項(読替え)及び第38条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。
以上で、議案第16号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。
- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員
特にありません。
- 委員長
特にないようですので、議案第16号『平成25年6月23日執行の東京都議会議員選挙（西東京市選挙区）における期日前投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。
次に、議案第17号『不在者投票用紙の送付について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは議案第17号『不在者投票用紙の送付について』、御説明いたします。
恐れ入ります。29ページをお願いいたします。
平成25年6月7日付総務省告示第264号により特定国外派遣組織が指定され、同組織の長から、当市選挙人名簿登録者について、不在者投票用紙の請求がありました。
公職選挙法施行令第59条の5の4において、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票の特例等が定められており、西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告

示第5号)第19条第2項において、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定に基づく投票用紙等の交付又は郵便等による発送は、委員会が別に定める日から行うことができる、と定められております。

当該特定国外派遣組織については平成25年6月9日からアメリカ合衆国において任務に就くことになっておりますので、委員長の決定を受けて選挙人の投票の権利を守る上で投票用紙を送付いたしましたので、ここに御報告して委員会の承認をいただくものでございます。

以上で、議案第17号『不在者投票用紙の送付について』の説明とさせていただきます。

- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員
特にありません。
- 委員長
特にないようですので、議案第17号『不在者投票用紙の送付について』は、この内容で承認することといたします。
以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。
次に、『その他』に移りたいと思いますが、事務局で何かありますか。
- 事務局
明日、都議会議員選挙が告示されます。
立候補の受付がございますので、委員長には8時頃までにはお越しいただきたいと思っております。
次回の委員会は明日17:30から氏名等掲示掲載順序のくじ、18:00から選挙公報掲載順序のくじをそれぞれ行います。連日となってしまう申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長
事務局からの連絡等は終わりました。
他になければ、本日の第4回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。
御苦労様でした。

午後3時40分 終了

以上